

大分県報

平成二十九年
第二八五二号
二月三日

（金曜日）

目次

告示

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧（二件）……………一

○告示

大分県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市大字南杵築千五百八十七番地の阿部一郎ほか十七名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名 県営農村地域防災減災事業 （ため池整備）	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	下司地区	平二九・二一・三から 平二九・二一・二三まで	杵築市役所

大分県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、豊後大野市清川町平石七百十三番地の高野光行ほか十四名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年二月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名 県営危険ため池緊急整備事業 （ため池整備）	地区名 柏野二号地 区	縦覧期間 平二九・二一・三から 平二九・二一・二三まで	縦覧場所 豊後大野市役所
---------------------------------	-------------------	-----------------------------------	-----------------